

福島県緊急経済対策資金融資制度要綱 新旧対照表

新	旧
<p>福島県緊急経済対策資金融資制度要綱</p>	<p>福島県緊急経済対策資金融資制度要綱</p>
<p>1 目的 (略)</p>	<p>1 目的 (略)</p>
<p>2 方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 取扱金融機関は、外的変化対応資金については(1)の預託額の2倍、ふくしま復興特別資金、新型コロナウイルス対策特別資金<u>並びに、伴走支援型特別資金並びに令和4年福島県沖地震対策特別資金</u>については(1)の預託額の4倍を目標として融資を促進するものとする。</p>	<p>(2) 取扱金融機関は、外的変化対応資金については(1)の預託額の2倍、ふくしま復興特別資金、新型コロナウイルス対策特別資金<u>並びに</u> <u>伴走支援型特別資金</u> <u>については(1)の預託額の4倍を目標として融資を促進するものとする。</u></p>
<p>3 要領</p> <p>(1)融資の総額</p> <p>外的変化対応資金は融資原資の2倍、ふくしま復興特別資金、新型コロナウイルス対策特別資金<u>並びに、伴走支援型特別資金並びに令和4年福島県沖地震対策特別資金</u>は融資原資の4倍とする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3)融資の対象</p> <p>A～F (略)</p> <p><u>G 令和4年福島県沖地震対策特別資金</u></p> <p><u>県内に事業所を有する中小企業者（中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項に規定する者をいう。）であり、令和4年福島県沖を震源とする地震により事業活動に影響を受け、中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定に基づく特定中小企業者であると認められた者。（セーフティネット保証4号）</u></p> <p>(4)融資の条件</p> <p>A～C (略)</p> <p><u>D 新型コロナウイルス対策特別資金</u> <u>及び</u> <u>G 令和4年福島県沖地震対策特別資金</u></p>	<p>(1)融資の総額</p> <p>外的変化対応資金は融資原資の2倍、ふくしま復興特別資金、新型コロナウイルス対策特別資金<u>並びに</u> <u>伴走支援型特別資金</u> <u>は融資原資の4倍とする。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3)融資の対象</p> <p>A～F (略)</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(4)融資の条件</p> <p>A～C (略)</p> <p>D 新型コロナウイルス対策特別資金 _____</p> <p>_____</p>

<p>①～③ (略)</p> <p>④ 融資利率 <u>D 固定 年1.5%以内</u> <u>G 固定 年1.3%以内</u></p> <p>⑤～⑦ (略)</p> <p>E、F (略)</p> <p><u>H 補足</u> AからGまでの各資金を併用する場合、信用保証協会の定める保証限度額の範囲内で、各資金の融資限度額までの利用を妨げない。</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 融資取扱時期 令和5年3月31日までとする。ただし、要綱3(3)A⑦については中小企業信用保険法第2条第6項の経済産業大臣が認める日から1年以内の期間（同項に定める信用の収縮の状況を勘案し、経済産業大臣が1年を限り当該期間を延長したときは、その延長した期間を含む。以下、「危機指定期間」という。）まで、要綱3(3)B②については災害関係特例に定める適用期間末日又は令和5年3月31日のいずれか早い日の貸付実行分まで、要綱3(3)B①については令和5年3月31日貸付実行分まで、また要綱3(3)Dについては中小企業信用保険法第2条第5項第4号の経済産業大臣が認める日から1年以内の期間（経済産業大臣が当該期間を延長したときは、その延長した期間を含む。）まで、<u>加えて要綱3(3)Fについては令和5年3月31日融資実行分まで、加えて要綱3(3)Gについては令和4年7月22日保証申込、令和4年8月31日融資実行分までとする。</u></p> <p>(7) 損失補償 本資金のうちふくしま復興特別資金及び豪雨災害特別資金、新型コロナウイルス対策特別資金並びに、<u>伴走支援型特別資金並びに令和4年福島県沖地震対策特別資金</u>の融資を受けた者が返済不能となり、保証協会が代位弁済をしたときは、県は別に締結する契約により、保証協会に対して損失補償を行う。</p> <p>4 その他 (1)～(6) (略)</p>	<p>①～③ (略)</p> <p>④ 融資利率 _____ 固定 年1.5%以内</p> <p>⑤～⑦ (略)</p> <p>E、F (略)</p> <p><u>G 補足</u> AからFまでの各資金を併用する場合、信用保証協会の定める保証限度額の範囲内で、各資金の融資限度額までの利用を妨げない。</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 融資取扱時期 令和5年3月31日までとする。ただし、要綱3(3)A⑦については中小企業信用保険法第2条第6項の経済産業大臣が認める日から1年以内の期間（同項に定める信用の収縮の状況を勘案し、経済産業大臣が1年を限り当該期間を延長したときは、その延長した期間を含む。以下、「危機指定期間」という。）まで、要綱3(3)B②については災害関係特例に定める適用期間末日又は令和5年3月31日のいずれか早い日の貸付実行分まで、要綱3(3)B①については令和5年3月31日貸付実行分まで、また要綱3(3)Dについては中小企業信用保険法第2条第5項第4号の経済産業大臣が認める日から1年以内の期間（経済産業大臣が当該期間を延長したときは、その延長した期間を含む。）まで、<u>加えて要綱3(3)Fについては令和5年3月31日融資実行分まで _____ とする。</u></p> <p>(7) 損失補償 本資金のうちふくしま復興特別資金及び豪雨災害特別資金、新型コロナウイルス対策特別資金並びに <u>伴走支援型特別資金 _____</u>の融資を受けた者が返済不能となり、保証協会が代位弁済をしたときは、県は別に締結する契約により、保証協会に対して損失補償を行う。</p> <p>4 その他 (1)～(6) (略)</p>
--	---

福島県緊急経済対策資金融資制度要綱 新旧対照表

<p>附 則 (略) 附 則</p> <p><u>1 この要綱は、令和4年5月20日から施行する。</u></p> <p><u>2 改正前の福島県緊急経済対策資金融資制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。ただし、要綱3(4)A～Fの保証人及び担保の条件については、この限りではない。</u></p>	<p>附 則 (略)</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>
--	--